

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年1月27日提出

宇治市長 松村 淳子



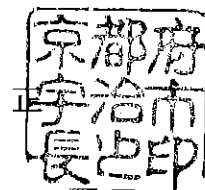
専 決 処 分 書

専決第18号

工事請負の変更契約を締結するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年12月18日

宇治市長 山 本



工事請負の変更契約の締結について

市は、黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）にかかる請負の変更契約を、次のとおり締結する。

- 1 契 約 の 目 的 黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）
- 2 元 契 約 金 額 140,800,000円
- 3 今回変更契約金額 6,780,400円 増額
- 4 変更後の契約金額 147,580,400円
- 5 契 約 の 相 手 方 大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号
奥アンツーカ株式会社近畿支店
支店長 松井 欣也
- 6 工 事 場 所 宇治市五ヶ庄三番割地内